

## 事業所における自己評価結果(公表)

令和1年10月

児童発達支援 lapöale

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	5			
	2	職員の配置数は適切である	5			
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	5		自分の棚などに写真を貼り、自分の場所だとわかりやすくしている。また、水筒入れなど文字がわからないお子さんでもわかるように写真をはってわかりやすくしている。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	5		活動内容に合わせて部屋を変えて行っている。	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	5			
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	5		保護者等向け評価表により、改善点の見直しや取り組みを行っている。	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	5		定期的に公表している。	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	5		巡回訪問指導を実施。	
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	5		定期的な研修会を実施している。	
適切	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	5		できていること、できていないことを明確化し、今後の目標を保護者様のニーズに合わせて設定している。	
	11	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	5		利用開始時にアセスメントを行い、半年後に再度アセスメントを行っている。また、毎月行うアセスメントもあり。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	5		保護者のニーズと今後必要である項目を選択し、支援を行っている。	
13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	5		計画書をもとに支援をおこなっている。	随時できるようになったことを把握し目標の変更を行う。	

な支援の提供	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	5	前月に活動内容を決めている。	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	5	前月の活動内容と比較し変化をつけている。	活動内容に偏りがでないよう、新しいものを作成していく。
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	5	集団と個別を組み合わせを行っている。	
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	5	毎朝朝礼を行っている。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	5	随時情報共有を行い、次回の支援へとつなげている。終礼にてその日の振り返りを行っている。	
	19	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	5	活動ごとに記録を行い、再評価、目標を考えている。	
	20	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	5	半年毎にモニタリングを行い、計画書の見直しを行っている。	毎月の評価も行っている。
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	5		
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	5	保健師や保育園等と連絡をとりながら支援を行っている。	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	5	医師や看護師、保育園等と連携をとりながら支援を行っている。	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	5		
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	5	保護者の同意を得て、送迎時に情報共有を行っている。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	5	担当者会議を行い情報共有を行った。	移行支援シートを活用する。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	5	他事業所より巡回指導にきてもらい、研修や助言をいただいた。	今後も定期的にも実施していく。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	5	定期的にも交流を実施している。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	5		子育て会議等機会があれば参加していく。

保護者への説明責任等	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	5		お迎え時や送迎、連絡帳で情報共有を行っている。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	5		連絡帳や来所時にお家で行ってもらいたいことや、対応方法等をお話している。	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	5		契約時に説明を行っている。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	5			
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	5		連絡帳や送迎等の自宅訪問時に情報共有を行っている	
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	5		保護者会は開いていないが、定期的に保護者参加型のイベントを行っている。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	5			
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	5			
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	5		保護者の同意を得てSNS等に写真を掲載している	
	39	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	5			
非常時等の	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	5		園児だけでなく、地域住民も対象としたイベントの開催を行った。	
	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	5		定期的にマニュアルに沿ったシュミレーションを実施。	
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか	5		防災訓練を行い、反省点を上げ次回につなげている。	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	5		初回面談時に既往歴等も含め確認している。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	5		現在対象となるお子さんはいないが、面談時にアレルギー等の確認を行っている。	

対応	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	5		
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	5	虐待防止マニュアルにて周知を図っている。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	5	計画書に記載し、保護者の方へ同意を得ている。	